

2025 年 4 月以降の医療 DX 推進体制整備加算について

2025 年 4 月から、医療 DX 推進体制整備加算の点数が変わります

2025 年 4 月より、医療 DX 推進体制整備加算の点数が以下の通りとなります。

医療 DX 推進体制整備加算 1 10 点（加算を算定する月の 3 月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率：45%以上）

医療 DX 推進体制整備加算 2 8 点（加算を算定する月の 3 月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率：30%以上）

医療 DX 推進体制整備加算 3 6 点（加算を算定する月の 3 月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率：15%以上）

電子処方箋システムに関する経過措置が終わります

「電子処方箋システムにより調剤する体制を有していること」に関する経過措置が 2025 年 3 月 31 日で終了となります。

加算を算定する薬局が行うこととして

- ・オンライン資格確認等システムを通じて取得した患者の診療情報、薬剤情報等を閲覧及び活用し、調剤、服薬指導等を行う
- ・紙の処方箋を受け付け、調剤した場合を含めて、原則として、全てにつき調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスに登録する

2 点追加されました。

施設基準の届け出について

2025 年 3 月末に終了する「電子処方箋システムにより調剤する体制を有していること」に関する経過措置を利用して施設基準の届け出を行っていた薬局が、2025 年 4 月 1 日までに電子処方箋システムを導入し、引き続き医療 DX 推進体制整備加算を算定する場合は、施設基準に適合した旨の届出が必要です。この場合、2025 年 4 月 1 日までに施設基準の届出を行い、4 月末までに審査を終えて受理される必要があります。

また、2025 年 4 月 1 日時点で電子処方箋システムの導入をしていない場合は、辞退届が必要です。

以下の資料もお確かめください。

[医療 DX 推進体制整備加算等の取扱いについて](#)

[医療 DX 推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その 1）](#)

[特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて](#)

2025 年 3 月 11 日